

2 尾 県 第 2 4 3 号

令和2年12月11日

各市町男女共同参画推進担当課長 殿

愛知県尾張県民事務所総務県民課長

2021 年度愛知県男女共同参画人材育成セミナーについて（依頼）

日ごろは、本県の男女共同参画施策に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、「愛知県男女共同参画人材育成セミナー」については、毎年、受講候補者推薦をお願いしているところであり、次年度においても、5月から翌年3月まで延べ8回のセミナーを開催する予定です。

つきましては、別紙2「2021 年度愛知県男女共同参画人材育成セミナー日程（案）」及び別紙3「実施要領」を参考に、2021 年度受講候補者の推薦の準備をお願いします。

なお、受講候補者の正式な推薦依頼等につきましては、2021 年3月下旬にさせていただきますので御承知おきください。

担 当 総務・広報グループ（一柳）

電 話 052-961-1447（ダイヤルイン）

F A X 052-951-9106

E-mail owari@pref.aichi.lg.jp

2021 年度愛知県男女共同参画人材育成セミナー日程(案)

回数	月日	会場
第1回 開講式	5 月 21 日(金)	ウィルあいち 1F セミナールーム1・2
第2回	6 月 5 日(土)	ウィルあいち 2F セミナールーム 6
第3回	6 月 26 日(土)	ウィルあいち 2F セミナールーム 6
第4回	7 月 10 日(土)	ウィルあいち 2F セミナールーム 5
第5回	8 月 7 日(土)	ウィルあいち 2F セミナールーム 6
第6回	9 月 25 日(土)	ウィルあいち 2F セミナールーム 6
第7回	11 月 6 日(土)	ウィルあいち 2F セミナールーム 6
第8回 報告会・修了 式	3 月 9 日(水)or 3 月 10 日(木)	ウィルあいち 1F セミナールーム1・2

愛知県男女共同参画人材育成セミナー実施要領

1 目 的

政策や方針決定の場への女性の登用を積極的に推進するため、とりわけ県内各市町村において登用できる女性人材を計画的かつ継続的に育成することを目的として、愛知県男女共同参画人材育成セミナー（以下「セミナー」という。）を実施する。

2 事業の実施

本セミナーは、公益財団法人あいち男女共同参画財団（以下「財団」という。）が実施するものとする。

(1) 実施期間

毎年5月から翌年3月までの8回（最終回：発表会・修了式）

(2) 実施場所

愛知県女性総合センター（ウィルあいち）

名古屋市東区上堅杉町1番地

(3) 受講生

概ね25名（市町村推薦者）

(4) 研修内容

ア セミナー

受講生に対し、女性や社会にかかわる諸問題について知識・情報を提供するため、男女共同参画、法律、経済、労働、地域づくり、地方行政などについて、専門の学識経験者等を講師に招いて講義等を行う。

イ グループ・ワーク

受講生の交流と相互啓発を進めるため、財団が定めたアドバイザーの助言を得ながら、講義の内容等をテーマにグループ討議を行う。

ウ 研究レポート及びセミナー報告書

(ア) 研究レポート

受講生は、グループ・ワークにおいて設定したテーマについて、アドバイザーの助言を得ながら研究を進め、セミナー修了時までにグループごとにレポートを提出する。

また、グループによるレポート発表会をセミナー修了式に併せて開催する。

(イ) セミナー報告書

受講生は、グループごとに共同して講義内容を要約し、研究レポートと併せて「セミナー報告書」をまとめる。

なお、本報告書は、受講生及び県内各市町村などに配布する。

エ 経費

受講料は無料とする。ただし、受講生の交通費や食費などの経費は負担しない。

3 受講生の募集及び決定

受講生の募集及び決定は、県が行うものとする。

(1) 募集

県は、各市町村へ受講生の適格者の推薦を依頼するものとする。ただし、名古屋市以外の市町村については、東三河総局及び県民事務所等を通じて依頼するものとする。

(2) 受講生の参加資格

ア 県内に在住する女性であること。

イ 年齢は、18歳から65歳までであること。

ウ 心身ともに健康で、全日程を通して参加可能な者であること。

エ セミナー修了後、現在参画している団体・グループ等における活動をより積極的に展開するとともに、女性人材育成を目的にこれまで県が実施してきた事業等（本セミナーを含める。）の修了者を主体に構成する地域実践活動グループに加入するなど、男女共同参画社会の実現及び女性の自立・社会参画・地位向上に向けて、セミナーの成果を生かす取組ができる者であること。

オ 市町村との雇用関係（地方公務員法第三条第3項三、五及び第二十二条第2項に該当する者を除く。）がない者であること。

(3) 県は、各市町村長から推薦のあった候補者から受講生を決定し、財団へ通知するものとする。

なお、セミナー開催中に政治的活動又は宗教的活動等を行い、セミナーの進行を妨げた場合は、決定を取り消すものとする。

4 修了者の認定

最終回を除くセミナーへの出席率が70%以上で、かつ、グループ・ワークによる研究レポートを提出した受講生を修了者と認定する。

5 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は平成29年4月1日から施行する。